○国土交通省令第六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条並びに自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十五条第二項及び第三十八条の規定に基づき、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（光ディスクによる手続） **第七条**　次の各号に掲げる申請（検査対象軽自動車に係るものを除く。）であつて当該各号に定める様式によるものについては、当該様式の記載事項を告示で定める方式により記録した光ディスク（告示で定める規格に適合するものに限る。以下この条において同じ。）及び当該光ディスクに記録された内容を告示で定めるところにより記載した書面をもつて当該申請に係る申請書に代えることができる。 一　新規登録、変更登録、移転登録若しくは新規検査に係る申請又は自動車検査証の変更記録の申請　第一号様式 二　更正の登録に係る申請　第一号様式又は第二号様式（第二号様式だけでは記載することができない場合にあつては、第二号様式及び第十号様式） 三　永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録に係る申請　第三号様式の二 2　次の各号に掲げる申請（検査対象軽自動車に係るものに限る。）については、当該各号に定める様式の記載事項を告示で定める方式により記録した光ディスク及び当該光ディスクに記録された内容を告示で定めるところにより記載した書面をもつて当該申請に係る申請書に代えることができる。	（光ディスクによる手続） **第七条**　新規登録、変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録若しくは新規検査（検査対象軽自動車に係るものを除く。）に係る申請又は変更登録若しくは移転登録と同時にする自動車検査証の変更記録の申請であつて第一号様式又は第三号様式の二によるものについては、当該様式の記載事項を告示で定める方式により記録した光ディスク及び当該光ディスクに記録された内容を告示で定めるところにより記載した書面をもつて当該申請に係る申請書に代えることができる。 （新設） （新設） 2
一　新規検査又は自動車検査証の変更記録の申請　軽第一号様式 二　自動車検査証返納証明書の交付の申請　軽第四号様式 （新設） 3　前二項の光ディスクの構造は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二八三に適合する情報交換用百二十ミリメートルリライタブル光ディスクでなければならない。 4　第一項及び第二項の光ディスクには、日本産業規格X六二八三に規定するラベルに、告示で定める事項を記載しなければならない。	（削る） 3　光ディスクのラベルには、告示で定める事項を記載しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府　厚生労働省告示第二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十三号）第四条及び第五条の規定に基づき、健康管理システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康管理システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（次条において「命令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項）

第二条　命令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。また、同条各号に掲げる書面については別表第三のとおり出力するものとする。

（別表第一から別表第三までは、省略し、その関係書類を厚生労働省健康・生活衛生局健康課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）